

蒲郡市心の教室相談支援員派遣事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が蒲郡市立の小学校及び義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）に派遣する心の教室相談支援員（以下「相談支援員」という。）により、問題を抱える児童及びその保護者に対して心の安定を図るための教育相談活動及び問題を抱える児童が学校生活を円滑に過ごせるようにするための支援活動を行う心の教室相談支援員派遣事業（以下「事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(相談支援員の派遣)

第2条 相談支援員の派遣は、年度ごとに小学校等からの申請に基づき、支援の対象となる児童の状況等を勘案し、教育委員会が必要と認めた小学校等に行う。

(相談支援員の管理監督)

第3条 相談支援員の派遣を受けた小学校等の長は、派遣された相談支援員のその日の勤務について管理監督する。

(事業実施状況の報告)

第4条 相談支援員の派遣を受けた小学校等は、相談支援員に定期的にその勤務状況等について教育委員会に報告させるものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。